

第3次男女共同参画基本計画中間整理コメント

第3部 推進体制

11-2. 「監視影響調査機能等の強化」について

- 女性差別撤廃委員会最終見解だけでなく、ILO や自由権規約委員会など、他の国連人権条約機関勧告のジェンダー関連事項についても、責任をもってフォローアップを行う体制を整えるべきである。また、日本への勧告だけでなく、国連人権機関の一般意見やガイドラインなどを調査研究することも重要である。
- これまでの調査研究は意識調査に重きを置きすぎている。男女間格差是正のための政策制度研究や、経済社会政策などのジェンダー評価など、政策調査分析に、より重点がおかれるべきである。

11-3 ②女性センターについて

- 「女性センターの役割の明確化」は歓迎するが、合理化圧力の下で、男女平等の理念に沿った運営が実現されるとは思えない。「男女平等の理念に適ったセンター運営の評価基準確立を検討する」旨を明記すべきである。
- 「指定管理者の選定基準の検討」は歓迎するが、コスト削減圧力のため指定管理者では労働条件がさらに悪化している現状を踏まえ、「均等待遇を確保していること」「安定した運営がなされること」が必要である旨も書き込むべきである。
- 内閣府の調査からも非正規職員の労働条件悪化が明らかであるにもかかわらず、職員の待遇改善について明確な文言がないのは理解に苦しむ。「非正規職員の労働条件が悪化している状況をふまえ、均等待遇確保のための方策をとる」ことを明記すべきである。
- 「職員の意見がセンターの運営に反映されるシステム」の言及は評価するが、そうした「システムを促す仕組みづくり」の内容が不明である。また、非正規職員が排除されている現状を踏まえ、「非正規職員を含む職員」と明記すべきである。また、「女性センターの運営に必要な専門的知識・技能をもつ職員を養成する仕組み」を盛り込むべきである。
- 「女性と仕事の未来館」は、キャリア支援や研修・情報提供から、労働市場における女性差別撤廃のための政策研究と、女性労働者の権利侵害救済へ、事業の重点を移すべきである。

11-3 ⑤「NPO、NGO、地域団体との連携強化」について

- NGO として、政府主導のネットワーク形成は望んでいない。NPO や NGO との「連携」が、本来政府が行うべき事業の下請けになることを懸念する。政策決定プロセスの透明性と開かれた参加保障が「連携」の前提であることを確認し、女性団体との定期的政策協議の場を設けるべきである。